

東近江市協働のまちづくり条例骨子

平成25年10月

東近江市市民協働推進委員会

目次

条例の構成	1
前文	2
第1章 総則	3
1 目的	3
2 定義	3
3 まちづくりの基本理念	3
4 協働の原則	4
5 市民の権利と役割	4
6 行政の役割と責務	4
第2章 参画のまちづくりの推進	5
7 参画の推進	5
8 審議会等	5
9 パブリックコメント	5
第3章 協働のまちづくりの推進	6
10 市民活動の支援	6
11 人材の育成	6
12 情報の共有	6
13 資金	6
14 提案制度	6
15 活動場所	7
16 中間支援組織の育成	7
第4章 地域自治の推進	8
17 地域自治のあり方	8
18 自治会	8
19 まちづくり協議会	8
第5章 推進体制等	9
20 市民協働推進計画の策定	9
21 市民協働推進委員会	9
22 条例の見直し	9
23 委任	9

条例の構成

前文

東近江市の歴史や背景を踏まえ、協働の必要性や条例の趣旨を明記する。

第1章 総則

1 目的

本条例の目的を定める。

2 定義

本条例中の各用語の定義を定める。

3 まちづくりの基本理念

協働のまちづくりを推進するために基本理念を定める。

(地域に関心を持つ、お互いに助けあう、つながりを大切に作る、自然・歴史・文化を大切に作る等)

4 協働の原則

市民と行政が協働するための基本的なルールについて定める。

5 市民の権利と役割

市民の参画できる権利とまちづくりを担う役割を定める。

6 行政の役割と責務

行政のまちづくりに果たす役割と責務を定める。

第2章 参画のまちづくりの推進

7 参画の推進

市政に市民が参画できる制度について定める。

8 審議会等

審議会等における参画について定める。

9 パブリックコメント

パブリックコメントの実施について定める。

第3章 協働のまちづくりの推進

10 市民活動の支援

協働によるまちづくりを推進するために市民活動支援について定める。

11 人材の育成

まちづくりの担い手の育成について定める。

12 情報の共有

互いに情報を提供し、共有することについて定める。

13 資金

資金の円滑な調達及び配分について定める。

14 提案制度

協働事業を提案できる制度について定める。

15 活動場所

市民活動の拠点となる施設について定める。

16 中間支援組織の育成

協働事業を円滑に進める中間支援組織の育成について定める。

第4章 地域自治の推進

17 地域自治のあり方

地域自治の定義、その重要性などについて定める。

18 自治会

自治会の定義、役割などについて定める。

19 まちづくり協議会

まちづくり協議会の定義、認定、役割などについて定める。

第5章 推進体制等

20 市民協働推進計画の策定

協働のまちづくりを計画的に推進するために、市民協働推進計画の策定について定める。

21 市民協働推進委員会

この条例の実効性を高めるため、市民協働推進委員会の設置について定める。

22 条例の見直し

条例の見直しについて定める。

23 委任

条例の施行に関し必要な事項の委任について定める。

前文

わたしたちのまち東近江市は、鈴鹿の山々から琵琶湖までの広大な地に、豊かな自然環境、のどかな田園風景、人々が行き交う町並みを背景にして、幾多の歴史の舞台となり、先人により多彩な地域文化が培われてきました。

特に、農村集落では、お互いに助け合いながら日々の生活や普請・農事を共同で行うなど、自らの地域は自ら守り築くという、中世惣村集落の自治精神が育まれてきました。また、全国に近江商人を数多く輩出したこの地域では、人や地域のつながりを大切にしながら、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」の理念の下、広く公共利益のために貢献する文化が根付いてきました。

しかしながら、近年の経済社会において、物質文明が進展し、人々の価値観が多様化する中で、人と人のつながりを大切にする心や、地域への帰属感が希薄になりつつあります。わたしたちは、東近江市に息づいた自治と公共の精神を生かしながら、これからのまちづくりを進めることが必要になります。また、このようなまちづくりは、本市にとどまらず、広く社会のモデルとなるものであり、次代にも引き継がれるべきものです。

そのためには、市民がまちづくりの主役となり、「お互いさま」の心を持ちながら自らの地域を創造し、お互いに連携・協力しながらまちづくりを進めていく必要があります。すべての市民が東近江市で暮らすことに誇りと喜びを持ち、将来にわたって安心して幸せに暮らすことのできる協働のまちを実現するため、ここにこの条例を定めます。

第1章 総則

1 目的

この条例は、協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定め、市民と市の役割と責務を明らかにするとともに、それぞれが共に考え、協力し合って、豊かな暮らしの実現及び活力のある地域社会の創造を図ることを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 東近江市に在住、在勤又は在学している個人及び市内で活動している市民活動団体及び事業者をいう。
- (2) 市民活動団体 市民が自主的・自発的に行う公益の増進につながる非営利の活動を行う団体で、市内で活動し、政治活動又は宗教活動を主目的としないものをいう。
- (3) 事業者 本市で営利を目的とする事業を行う個人又は法人等をいう。
- (4) 市 市長その他の市の執行機関をいう。
- (5) 参画 市民が市に対して計画、実施、評価及び見直しの各段階で意見を述べ、提案することにより、市政を推進することをいう。
- (6) 協働 市民と市又は市民と市民が、社会的な課題を解決するため、目標を共有し、お互いの特性を活かして役割分担と責任を明確にしたうえで、対等な立場で連携協力して活動することをいう。
- (7) まちづくり 住み良い豊かな地域社会をつくるための取組み及び活動をいう。

3 まちづくりの基本理念

市民と市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 一人一人がまちづくりの主体であることを自覚し、地域に関心を持ち、積極的にまちづくりを進めるものとする。
- (2) 人や地域のつながりを大切にし、自ら汗をかき、お互いに助けあいながら、まちづくりを進めるものとする。
- (3) 地域の自然・歴史・文化を大切にし、次代に継承するとともに、地域の資源を活用して、個性豊かなまちづくりを進めるものとする。

4 協働の原則

- 1 市民と市は、安心して幸せに暮らせるまちの実現に向けて、協働によるまちづくりを進めるものとする。
- 2 市民と市は、次の原則に基づき、協働を進めるものとする。
 - (1) 自立・自律していること。
 - (2) 自主性を尊重すること。
 - (3) 対等の立場であること。
 - (4) 対話し、理解し合い、補い合うこと。
 - (5) 目的、過程、成果を共有すること。
 - (6) 情報を公開し、情報を共有すること。

5 市民の権利と役割

- 1 市民は、性別、年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず一人ひとりが人間として尊重され、また、平等に市政や地域のまちづくりに参画する権利を有する。
- 2 市民は、市政に関する情報を知り、意見を述べる権利を有する。
- 3 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。
- 4 市民は、参画及び協働にあたっては、自らの発言及び行動に責任を持って行動するものとする。
- 5 市民活動団体は、その特性等を十分に発揮するよう努め、他の主体と連携・協力することにより、協働の推進に努めるものとする。
- 6 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公益的な活動に協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

6 市の役割と責務

- 1 市は、市民との協働を進めるため、市の抱える課題、保有する情報等を積極的に公開するとともに説明する責任を有し、市民との対話の場を積極的に設けるように努めなければならない。
- 2 市は、協働によるまちづくりの推進を図るため、公益的な市民活動が活発に行われるようにするための環境整備に努めなければならない。
- 3 市は、市民活動及び協働に関する職員の理解及び認識を深めるため、積極的な研修及び啓発を行うとともに、職員が市民活動団体等の活動に参加しやすい環境整備に努めなければならない。
- 4 市は、各部局で積極的に協働を推進するとともに、横断的な取組み及び組織体制を構築するものとする。

第2章 参画のまちづくりの推進

7 参画の推進

- 1 市は、市政の計画、実施、評価及び見直しの各段階において、市民に等しく参画の機会を保障しなければならない。
- 2 市は、積極的に情報を公開・提供するとともに、次の各号に掲げる参画の手段を講じ、多様な意見を市政に反映することに努めなければならない。
 - (1) アンケート調査
 - (2) ワークショップ
 - (3) 審議会等
 - (4) パブリックコメント
 - (5) 公聴会
 - (6) 説明会
 - (7) その他市長が必要と認める手段
- 3 市民と市は、市民同士で意見交換できる場の提供等に努めるものとする。

8 審議会等

- 1 市は、審議会等の委員を選任するときは、中立性を保持するとともに、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。
- 2 市は、審議会等の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。
- 3 市は、審議会等を開催しようとするときは、会議名、開催日時、会場、議題、傍聴の方法その他必要な事項を原則として事前に公表しなければならない。
- 4 市は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

9 パブリックコメント

- 1 市は、市政に関する重要な条例及び計画を策定するときは、パブリックコメントを実施しなければならない。ただし、緊急を要する場合及び軽微なもの等についてはこの限りではない。
- 2 市は、前項の規定により提出された意見等を十分考慮し意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表しなければならない。

第3章 協働のまちづくりの推進

10 市民活動の支援

市は、協働によるまちづくりを実現するために市民の自発的な活動を尊重し、積極的に支援するものとする。

11 人材の育成

- 1 市民と市は、まちづくりの担い手の発掘と人材の育成に努めるものとする。
- 2 市民と市は、次代のまちづくりを担う子ども、若者等の人材を育成するよう努めるものとする。
- 3 市は、地域課題に総合的に対応し、協働を推進することのできる職員を育成するものとする。
- 4 市は、各所属に協働を推進する職員を配置し、積極的に協働を推進するものとする。

12 情報の共有

- 1 市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、様々な媒体を活用して、相互に情報を提供し、共有するよう努めるものとする。
- 2 市は、市が保有する市政に関する情報を適正に公開するものとする。
- 3 市は、協働によるまちづくりを推進する各段階における情報を、市民に積極的に公開するものとする。

13 資金

市民と市は、協働によるまちづくりの推進に必要な資金の円滑な調達及び適正な配分に努めるものとする。

14 提案制度

市民と市は、相互に協働事業を提案できる制度を設けるものとし、協働事業として採択された事業については対等の立場で協議し、協力して実施するものとする。

1 5 活動場所

- 1 市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、活動場所を相互に提供し、活用し合うよう努めるものとする。
- 2 市民と市は、市民活動の拠点となる施設の整備及び機能の充実に努めるものとする。
- 3 市は、市民活動を促進し、まちづくりに関わる多様な主体の交流の拠点となる場所を提供するため、市民交流センターを設置するものとする。

1 6 中間支援組織の育成

- 1 市民と市は、協働によるまちづくりを円滑に進めるため、中間支援組織の必要性を認識し、育成に努めるものとする。
- 2 中間支援組織は、市民活動を支援し、まちづくりに関わる多様な主体の交流を促進することにより、協働によるまちづくりを推進するものとする。
- 3 市民と市は、中間支援組織による協働を推進するための提案及び助言に対して誠実に対応するものとする。

第4章 地域自治の推進

17 地域自治のあり方

- 1 地域自治とは、協働によるまちづくりを推進するため共同体意識を持てる一定の区域において、市民が地域課題を解決し、よりよいまちをつくろうとする自主的かつ主体的な活動をいう。
- 2 市は、地域自治の重要性を認識し、尊重するとともに、その活動に対して必要な措置を講じるものとする。
- 3 市民は、地域自治の重要性を認識し、自らその活動に参加するよう努めるものとする。

18 自治会

- 1 自治会とは、地縁と共助の精神に基づき、市民が自主的につくる基礎的な地域自治組織であり、身近な住民生活に必要な諸活動に取り組むものとする。
- 2 市は、自治会の果たす役割を認識し、自治会の活動を尊重し、技術的・財政的援助等必要な支援を行うことができる。
- 3 市民は、自治会の果たす役割を認識し、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
- 4 自治会は、住民の合意により民主的に運営されなければならない。

19 まちづくり協議会

- 1 まちづくり協議会とは、東近江市コミュニティセンター条例（平成17年2月11日条例第107号）に規定する区域（以下「地区」という。）において、多様な主体が参加して自主的に設置する地域自治組織であり、地区の課題解決と個性を生かしたまちづくりに取り組むものとする。
- 2 市は、以下の各号の要件を満たすまちづくり協議会を、一つの地区に一団体認定するものとする。
 - (1) 地区のまちづくりに包括的に取り組んでいること。
 - (2) 地区のすべての市民を対象としていること。
 - (3) 民主的な運営を行うため、規約を定めていること。
 - (4) 地区のまちづくりの基本方針等を定めた「地区まちづくり計画」を策定していること。
 - (5) 運営に当たる役員や代表者は、民主的に選出されたものであること。
 - (6) 運営の透明性が確保されていること。
- 3 市は、まちづくり協議会が設置された後、前項に規定する要件を満たしていないと認めた場合は、改善を求めなければならない。
- 4 市は、まちづくり協議会の果たす役割を認識し、各地区のまちづくりを推進する活動を尊重し、技術的・財政的援助等必要な支援を行うものとする。
- 5 市民は、まちづくり協議会の果たす役割を認識し、自主的かつ主体的に参加し、相互の交流を深めながら協働するものとする。
- 6 まちづくり協議会は、各地区コミュニティセンターを活動の拠点とし、その運営を行うものとする。

第5章 推進体制等

20 市民協働推進計画の策定

- 1 市は、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、市民協働推進計画を策定しなければならない。
- 2 市は、必要に応じて、市民協働推進計画を見直すものとする。
- 3 市は、市民協働推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

21 市民協働推進委員会

- 1 市は、この条例の実効性を高めるため東近江市市民協働推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、この条例、市民協働推進計画その他協働によるまちづくりに関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

22 条例の見直し

市は、必要に応じて、この条例を見直すものとする。

23 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。